

議長（志村 忠昭）

これをもって5番、隅岡美子議員の質問を終わります。

次に、10番、尾崎忠義君。

議員（尾崎 忠義）

10番、日本共産党町議会議員尾崎忠義でございます。

私は、平成28年9月多度津町議会第3回定例会におきまして、町長並びに副町長、そして関係各担当課長に対し、1、近年の異常気象と渇水問題及び県下水道事業一元化、広域化について、2点目に無料低額診療制度についての2点について一般質問をいたします。

まず最初に、近年の異常気象と渇水問題及び県下水道事業一元化、広域化についてであります。

8月1日は水の日、8月1日から7日は水の週間となっており、これは平成26年度に水循環基本法が制定され8月1日は水の日と定められました。先月の8月15日、早明浦ダムが取水制限に入り、2013年8月以来3年ぶり、四国地方整備局は渇水対策本部を設置いたしました。これは、早明浦ダム上流域雨量が月別平年比では4月は327.5ミリ、平年比では147.2%、5月では393.1ミリ、平年比で142.8%、6月では598.6ミリ、平年比は159.3%、しかし水の需要期であります7月では167.3ミリ、平年比がなんと37.4%、8月では180.6ミリ、平年比で36.4%と極端に雨量が少なく、貯水率が5割を切ったため取水制限を始めたものであります。

その後、29日未明から朝方にかけてまとまった雨が降り、池田ダム上流で68.8ミリ、28日午後6時に34.1%だった早明浦ダムの貯水率は4割程度まで回復したため、香川用水への取水制限が一時的に解除され、恵みの雨となったものの1週間ほど制限が先延ばしになっただけで、香川用水を再び、35%カットの2次取水制限を再開したわけであります。

早明浦ダムでは、水位の低下でダムの底に沈んでいた高知県大川村の旧役場庁舎が22日ごろから姿をあらわしており、私も8月30日に訪れたときは貯水率40.2%でしたが目撃をいたしました。

そこで、少し写真を見ていただきたいと思います。

これが30日の貯水率の早明浦ダムの状況でございます。これは堰堤でございます。

それから、すみません、これがダムの堰堤から写した写真でございます。

これも上流の写真でございます。

それから、上流に向かいますと、このように貯水率が40.2%というのはこのぐらいのひどい状況でございます。

これも上流です。もうほとんど上流には水がたまってないというんですか、

4割程度でこのぐらいたということ。

そして最後に、大川村へ行きました。大川村では、このようにダム湖面から大川村の役場があらわれてまいっております。

これが堰堤でございます。

大川橋から写した写真でございます。

最後に、くしくもこれは平成6年のダムが水没しとったのが出てきたわけでございますが、ちょうど私が写したのと同じ位置で、このような違いがあるのがはっきりとわかるということで、この時点では非常に危機的な状況になったわけでございます。

そして、県は3次制限とあわせ、平成21年3月に完成した渇水対策用調整池宝山湖、三豊市山本町、財田町にある有効貯水量305万トンより日量3万2,700トンの取水を開始する予定となっております。

この宝山湖は、南海大地震などの大規模災害や異常渇水時においても水道用水への影響を最小限にとどめ、水供給の安全性を向上させるためにつくられた貯水池であり、平成21年の渇水では74万 m^3 を、平成25年度の夏渇水では35万 m^3 を補給し、市町の断水回避にその効果を発揮をいたしております。

さて、昭和の3大日照りといたしまして、昭和9年、1934年、昭和14年、1939年、昭和48年、1973年が挙げられますが、特に昭和48年の日照りはご存じのとおり高松砂漠と呼ばれ、高松駅のトイレが閉鎖されるなどの事態が生じました。

その際、満濃池より送水前の香川用水路を使い、高松に緊急送水が行われました。

このような水を求める労苦は昭和49年、1974年の香川用水通水開始後一変しましたが、平成6年、1994年には、先ほど申しましたように、香川県内では記録的な渇水が発生をし、改めて人知を超える自然災害の恐ろしさを知らされました。

平成6年、1994年6月28日には、早明浦ダムの貯水率は51.8%になり、第1次取水制限、徳島用水17.5%、香川用水30%カットが開始をされました。

その後も干天と猛暑が続き、7月15日には第3次取水制限、これは徳島用水22.4%、香川用水75%カットに突入しました。

7月24日は、早明浦ダムの利水容量の貯水率がゼロになったため、発電専用用水が活用されました。

幸い、24日夜半に待望の雨があり、早明浦ダムは息を吹き返したわけであります。

もし、早明浦ダムが洪水調節を行っていなければ、8日間も早く貯水率ゼロになっており被害が拡大したと言われております。

また、平成17年、2005年の渇水では、春先から四国では雨が少なかったために早明浦ダムの貯水量は減少し、6月15日からは取水量20%削減する1次取水制限に、6月22日からは35%削減する2次取水制限に、6月28日には早明浦ダムの利水貯水量がゼロを記録したため発電用水の緊急放流が行われました。

その後、台風14号による大雨で9月6日に一気に貯水率が100%に回復したので、三豊市、財田町では大きな影響を受けなかったわけであります。

その後も、平成19年、20年、21年、25年とたびたび渇水に見舞われており、ことしの平成28年は3年ぶりと言われておりますが、近年では渇水が隔年ごと、もしくは3年から4年ごととなっております。

また、各地に大きな被害をもたらした、今年の今シーズン最強の台風9号、10号、そして台風10号は迷走し予測困難でもあり、特に東北、北海道などでは甚大な被害が出ております。

1970年代以降、ピーク時の風速が15%ましており、今後も温暖化の進行でさらに強くなるおそれがあることが確かめられたと、アメリカのカリフォルニア大学などの研究グループが発表しております。

1977年から2014年までの調査では、この期間にグループ1の台風の強さはピーク時の風速は秒速で8m増し、つまり15%増であります。

気象庁の区分で猛烈な、これは秒速54m以上に相当する台風の数が当初の1年に1個以下から4個以上へと約4倍に増え、またグループ2もピーク時の風速は秒速で5m増し、12%増、猛烈な台風が当初の1年に0.5個から1個以上へと約2倍に増えたこと、台風が強くなった原因は東アジアと東南アジアの沿岸域の海水温の上昇と関連しており、地球温暖化の影響で海水温の上昇が見込まれることから、東アジアと東南アジアの国々はさらに強い台風に襲われる可能性がある」と指摘をしております。

このような近年の異常気象と渇水問題が深刻化する中で、香川県では水道広域化に取り組む必要性として、現在人口の減少や節水機器の普及に伴い水道料金収入が減少してきており、今後県や市町の水道事業の経営状況が悪化する可能性があること、また昭和40年から50年代に香川用水の通水に伴い整備された水道施設が老朽化をし、これから大量の施設が更新時期を迎えること、そしてその更新費用が膨大であることや施設が更新された後では浄水場などの統廃合による効率化や規模の最適化が難しくなること、その他渇水や大規模地震への対応など水道事業には多くの課題があり、これらの課題に各市や町が単独で対応していくには限界があるために、経営基盤を強化し、将来にわたって安全な水道水を安定的に供給していくために、水道事業を1つに統合し一体的に運営管理していくことが必要であると強調され、現在直島町を除く全市町が参画し、平成30年4月の業務開始を目指し、水道事業の統合が

進められているわけであります。

また、政府は、経済再生計画に基づいて水道事業も広域化をし、そこへの民間参入の機会創出も行えるようにしようとしております。

水道広域化について、総務省は都道府県に対し2016年度中の早期に検討体制を設置し検討を始めることが望ましいと通知をしております。

これは、「市町村等の水道事業の広域連携に関する検討体制の構築等について」2016年2月29日付であります。

さらに、検討体制は全ての市町村等をもって構成することを求めています。

成長戦略を念頭に、民間事業者が参入しやすい環境を整える必要を強調し、連携中枢都市圏や定住自立圏などと連携して進めることも提案をしております。

市町村ごとに自己水源の有無、施設老朽化の更新状況、人口や事業所の規模、水道料金の水準などが各自治体の歴史的経過の中で大きく異なるわけがあります。

しかも、広域化、一元化によって、水は自治の観点から住民サービスは低下するのは免れないわけであります。

そこでお尋ねをいたします。

第1点目に、私たちにとって赤ちゃんからお年寄りまで1日も欠かすことのできない命の水道水ですが、香川用水を水源とした県下水道事業の一元化、広域化は吉野川水系における水資源開発の中核をなす早明浦ダムが8月の渇水期に台風が来ないと水不足が解消されないことが明らかになっておりますが、今回町、県の渇水対策はどのようなようであったかをお尋ねいたします。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員ご質問の1番、今回の渇水対策はどのようなようであったのか及び香川用水量、町の自己水源水量、水道使用量はどのくらいであったのかについての答弁をさせていただきます。

まず、渇水対策につきましては、早明浦ダムの貯水率が60%程度になった8月9日9時から第1次取水制限が開始され、香川用水の取水が20%削減をされました。

これを受け、本町では渇水対策準備のため、多度津町渇水対策委員会設置要領に基づき、多度津町渇水対策委員会を設置いたしました。

県では、取水制限開始前の8月4日午後2時に、取水制限等への対策及び対応のため香川用水取水調整対策連絡会議が設置されております。

その後、8月19日には貯水率が45%程度となり、第2次取水制限が開始され、香川用水への供給量が35%削減をされました。

本町においては、県水の契約水量が5%削減となり、対策としては8月19日より公用車への節水マグネットの貼付、庁舎にのぼり及び横断幕を設置、広報車による節水広報等を行い、町民への節水啓発を実施しております。

水道使用量につきましては、8月の県水受水量は5万8,448 m^3 、町の自己水配水量は23万5,799 m^3 となっており、町の総配水量は29万4,247 m^3 でありました。

なお、9月14日現在第2次取水制限は継続中であり、今後の降雨の状況によっては第3次取水制限が開始されます。

その際には、多度津町渇水対策本部を設置し、節水チラシの全戸配布や大口事業所への節水依頼等、段階に応じた渇水対策に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

再質問でございますが、9月4日以前では早明浦ダム33.4%がピークでございまして、流入量が5.8トン、放流量が23.2トンでございました。

そして、これについて現在の早明浦ダムでは46.3%、流入量23.46トン、放流量が0.11未満ということで、極力ためるほうに向いておりますが、今秋雨前線の停滞とか台風の影響によりまして水位は徐々に回復しておりますけれども、渇水の見通しについてお伺いをしたいと思います。

また、8月の町の平年比ではどうなのか、おわかりいただけたらよろしく願いしたいと思います。

上下水道課長（中田 健二）

尾崎議員のまず1点目、今後の見通しということでございますけれども、これはあくまで今後雨がどういうふうな感じで水源のほうに降って落としてくれるかと、それにかかっておりますので、見通しとしてはそういうお答えになります。

あと、8月の平年比につきましてはですけども、今手元に資料はございません。

申しわけないんですけど、もし必要であればまた改めて提出させていただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

2点目でございます。

香川用水の水路は建設されてから40年が経過したため、施設の経年劣化に対応するため、平成11年度から20年度にかけて香川用水の施設緊急改築事業が実施されております。

水路は、約9kmに経年劣化とコンクリートのアルカリ骨材反応により発生した

亀甲状のひび割れの補修、補強を行ったとのことでございますが、根本的な劣化対策を行わずに使い続けている用水施設が多数あると思うが、どのくらいあるのかをお尋ねをいたします。

上下水道課長（中田 健二）

尾崎議員ご質問の香川用水の用水施設において抜本的な劣化対策が行われずに使用されている用水施設が多数あると思うがどのくらいあるのかについて答弁をさせていただきます。

香川用水の用水施設につきましては、独立行政法人水資源機構が維持管理している施設となっておりますため、本町におきましては議員さんご質問の内容については把握してはおりませんが、聞くところによりますと、老朽化の激しい施設については維持管理工事の中で補修を行い、また耐震性能照査業務というものがありますけれども、これについて年度内に一定の成果をまとめるというふうに聞いております。

また、緊急整備事業で行った塗装につきましては、寿命が約10年ということでありまして、平成24年度より順次塗りかえを行っているというふうに聞いております。

以上、簡単ですけれども答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

3点目でございますが、近年漏水等が頻発しているとのことでございますが、施設保存をどのように町及び香川用水では老朽劣化対策を講じているのかをお尋ねをいたします。

上下水道課長（中田 健二）

尾崎議員ご質問の町及び香川用水の水道施設の老朽劣化対策について答弁をさせていただきます。

香川用水の用水施設の老朽化対策につきましては、先ほど答弁で申し上げたとおりでございます。

本町での老朽管等の対応につきましては、これまでも配水管布設後、法定耐用年数の40年を経過した基幹管路を中心に年間約1億5,000万円の予算計上を行い、計画的に更新を行ってきたところです。

しかし、法定耐用年数を経過していない管路でも漏水が多い路線があることから、現在把握している状況により優先度を勘案した上で計画的に更新を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

4点目に、香川用水は40年以上前の基準で設計されており、大規模地震に必ずしも十分に考慮したものではなく、万一の場合第三者被害の回避と安定通

水確保のため、町及び県はどのように考えているのかをお伺いいたします。

上下水道課長（中田 健二）

尾崎議員ご質問の香川用水は40年以上前の基準で設計されているため大規模地震に必ずしも十分な考慮をされていないことについて、万一の場合第三者被害の回避と安定通水確保のためどのように考えているのかについて答弁をさせていただきます。

まず、水道は町民の重要なライフラインであることから、地震、事故などの緊急時には、まず迅速かつ的確な情報収集に努め、町民生活や産業活動に甚大な影響が生じないように、速やかな応急対応に向けた体制づくりや災害時応急協定等に基づく関係機関との連携強化を図るとともに、危機管理体制の充実強化に努めているところです。

また、県におきましても、大規模災害の際に非常時優先業務を実施するため、関係団体との協力体制を充実させ、応急復旧及び応急給水業務について検討を行う等業務継続計画を作成し、災害対応力の強化に努めておるところです。

以上、簡単でございますけれども、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

6点目に、防災型施設づくりへの取り組みは町としてどのように行っているのかをお尋ねしたいと思います。

議長（志村 忠昭）

尾崎さん、1つ飛んだで。5番、言うの忘れたんと違う。

議員（尾崎 忠義）

5番目、大規模地震による水路の損壊や送水施設の停電には、町及び県はどのように考えているのかをお尋ねいたします。失礼しました。

上下水道課長（中田 健二）

尾崎議員ご質問の大規模地震による水路の損壊や送水施設の停電はどのように考えているのかについて答弁をさせていただきます。

多度津町といたしましては、関係団体等と協力して可能な限り早急な復旧ができるよう努めてまいります。なお、企業団設立後に関しましては、水道事業の権限が企業団となりますため、企業団と協力できる体制づくりに努めてまいります。

また、県につきましても業務継続計画等を作成し、大規模災害に対する備えを行っております。

以上、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

すみません、時間の関係上、後の分を一括しますのでお願いします。

6点目に、防災型施設づくりへの取り組みは町としてどのように行っているのか。

7点目に、香川用水は吉野川流域の関係者の理解と協力により、今や香川県最大のライフライン、讃岐の大動脈として香川県では欠くことのできない水源となっておりますが、安定的かつ経済的な水の供給という点から見れば県下水道事業の広域化に伴う水源としては不安定であり、今後コスト、維持管理費が増大をし、統合広域化にすれば水道料金の値上げ、各市町の財政負担の増大となりますが、町、県はどのように考え、解決していくのでありましようか。

8点目には、水は自治の考えから、自己水源の確保として町はどのように対応するのか。

また、町の自己水源は県下水道事業の一元化、広域化となれば安全でおいしい多度津の水は独自で守れるのかについてお伺いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

上下水道課長（中田 健二）

それではまず、尾崎議員ご質問の防災型施設づくりへの取り組みはどのように行っているかについて答弁させていただきます。

大規模地震等の災害発生時において、住民の方々への影響を未然に防止し軽減し安全な水を安定供給するため、上水道に求められる最低限の機能を確保するため、水道施設の耐震化につきましては重要度や緊急性を考慮した上で計画的かつ効率的に老朽管の更新工事を進めているところであります。

現在老朽管の更新に使用している配水管につきましては、直径150ミリ以上のものを主要な幹線と位置づけし、耐用年数、耐震性にすぐれた、GX型と呼ばれる耐震継ぎ手ダクタイル鋳鉄管での更新としており、地震時に地盤が大きく動いた場合でも継ぎ手部分の離脱を防止する構造を有した管材を使用しております。

また、北山配水池には、大規模な地震により配水管からの水の流出を防ぐため配水池の出口に緊急遮断弁を設置しており、震度5強以上の強い揺れを感知すると配水池からの水の流れを遮断し、貯留することで住民生活に必要な最小限の水の確保に努められます。

災害時の応急復旧に備え、災害時応援協定等に基づき関係機関との連携強化を図るとともに、危機管理体制の充実強化に努めてまいります。

引き続きまして、7番、県下水道事業の統合により今後コスト、維持管理費が増大し水道料金の値上げ、各市町の財政負担の増大となるが、どのように考え、解決していくのかについて答弁させていただきます。

尾崎議員のおっしゃるとおり、水道事業を取り巻くさまざまな課題に対応す

るためには、水道事業を統合し広域化することが有効な手段であると考えられました。

平成26年12月11日開催の全員協議会では、香川県広域水道事業体設立準備協議会への参画について協議を行い、このときの決定を受けて、平成27年4月より香川県広域水道事業体設立準備協議会に参画し協議を進めてまいったところでございます。

本年3月14日に開催の建設産業民生常任委員会におきましてご報告させていただいた広域化後の事業体別の水道料金の試算結果において、区分経理期間である平成30年度から平成39年度の10年間に3回の値上げが必要と想定され、区分経理期間終了後は県下統一料金となるシミュレーションが示されました。同時に、本町のみが単独経営をした場合にはそれ以上に大幅な値上げが必要であるとのシミュレーションが示されております。各市町の財政負担を軽減するための策としても、広域化が選択されたものと考えております。

引き続きまして、8番、自己水源の確保として町はどのように対応するのか。町の自己水源は県下水道事業の一元化となれば安全でおいしい多度津の水は独自で守れるのかについて答弁をさせていただきます。

自己水源の確保につきましては、これまでも香川県広域水道事業体設立準備協議会のご報告の中で説明させていただきましたとおり、企業団設立後の多度津町の自己水源につきましては廃止する考えはなく、基本として企業団へ引き継ぐことで協議し了承されております。

また、平成27年11月9日に開催されました、全員協議会で行われた設立準備協議会の事務局による答弁でも、自己水源に関しては最重要なものと理解しているので大事にしていくというふうに説明されております。

なお、北鴨浄水場につきましては、修理等を行い使用できる限りは使用することとし、将来的には中讃地区の水需要を勘案した中で、水源は有効活用しながらさらに検討を進めるということとなっております。

次に、企業団に参画した場合について独自で安全でおいしい水を守れるのかにつきましては、企業団の運営機関には各構成団体の各首長が参画し、企業団議会には各構成団体の議会から議員を選出されることが想定されておりますので、多度津町としての意見を反映し、安全で安心な水の提供について協議できるものというふうに考えております。

以上、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、無料低額診療制度についてであります。

公的保険に入っているにもかかわらず窓口負担が重過ぎて、受診したくてもできない患者

が増えております。

お金のあるなしにかかわらず安心して受けられる医療、医療費の心配をせずに受診ができ、生活困窮者が経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることがないように、医療機関が無料または低額な料金で診療を行う社会福祉事業であります。

患者側は、医療費の窓口負担が減額、免除されることになり、減免した分の医療費は医療機関の持ち出しとなります。

2004年度の260カ所から2014年度には全国622カ所に増加をしております。

貧困と格差が拡大する中で、民主的な医療機関の積極的な取り組みもあり大幅に増えております。

対象は低所得者、要保護者、ホームレス、DV被害者、人身取引被害者などの生活困窮者とされております。

厚労省の社会・援護局によると、例えば所得税や市町村民税が非課税の世帯に属する人などが対象になっているとしております。

ただ、具体的な運用は個々の医療機関に委ねられており、実情に応じて柔軟に対応している医療機関もあるということでありまして。

問い合わせは都道府県や地域の社会福祉協議会が担当している部署であり、必要な書類は年金通知書や給与明細、源泉徴収票、預金通帳などがあると受診までスムーズに進みますが、ないと受けられないということではないので、まずは無料低額診療を実施している医療機関に相談してほしいとのことでありまして。

そこでお尋ねをいたします。

第1点目、町内で無料低額診療制度を実施している医療機関はあるのかどうか。

2点目、町民からこの制度についての問い合わせはあるのかどうか。

3点目に、窓口は都道府県、社会福祉協議会となっているようだが、担当部署、相談窓口はあるのかどうか。

4点目には、最近では無料低額診療を受けているのは特別の人ではなく、それまで普通の生活をしていたのに会社の倒産などのきっかけや、また重い病気により働けなくなりやむなく退職や離職をして職場復帰ができない人などが一気に貧困に落ちるようなケースが目立ってきており、生活の落ちつきを取り戻すためにも、お金がなくても病院に受診できる制度があることを周知すべきと思うがどうか。

以上、4点についてお尋ねをいたします。

福祉保健課長（藤原 安江）

尾崎議員のご質問の無料低額診療制度についてお答えいたします。

無料低額診療事業は、社会福祉法の規定に基づき、生活困難者が経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料または低額な料金で診療を行う事業であり、この事業は第二種社会福祉事業に位置づけられており、本事業を実施する診療施設等に固定資産税や不動産取得税の非課税など、税制上の優遇措置が講じられるものです。

1点目のご質問の町内で無料低額診療制度を実施している医療機関はあるのかについてお答えいたします。

町内には無料低額診療施設はございませんが、本年4月現在県下には6つの診療施設があり、いずれも高松市内となっております。

2点目のご質問の町民からこの制度について問い合わせはあるのかについてお答えいたします。

現在のところ、この制度についての町への問い合わせはございません。

3点目のご質問の窓口は都道府県、社会福祉協議会となっているようだが担当部署、相談窓口はあるのかについてお答えいたします。

現在のところ、この事業の窓口は県の中にも担当部署は明記されておらず、町社会福祉協議会においても事業の専用相談窓口は設置しておりませんが、生活困窮者等の相談を受ける中でこのような問題には対応し、町福祉保健課や中讃保健福祉事務所等へつなぎ、社会福祉協議会とは支援しております。

4点目のご質問のお金がなくても病院に受診できる制度があることを周知すべきではないかということについてお答えいたします。

この制度を利用するには診療施設に直接申請し、一定の審査基準があり審査を受ける必要がありますし、一部適用されない診療費もあり、また介護費用は対象外であったり、また、事業を受けられるのは原則3カ月など複雑な内容となっていることから、今後無料低額診療施設との連携も図り情報収集に努め、広報等による住民周知については今後検討してまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

時間の関係上、端折って申し上げます。

ただいまの答弁で、県下には6つの診療施設があるとのことですが、具体的にはどこなのかをお尋ねしたいと思います。

もう一点は、相談件数とか申込件数、あるいは認定数、軽減措置についてはどうかをお尋ねしたいと思います。

それから、制度の周知については国民の貧困格差の拡大は主に政治的要因として医療介護の改悪によるものであり、医療機関の負担等、減免任せにするのではなく、国民の命と健康を守るという立場から、国の制度として窓口負担の無料化や社会保障制度の充実を求めるとして国、県に要請すべきだと思

いますが、いかがでしょうか。

よろしく願いいたします。

福祉保健課長（藤原 安江）

尾崎議員の再質問にお答えいたします。

無料低額診療施設6カ所につきましては、1、香川県済生会病院、2、高松平和病院、3、かつが整形外科クリニック、4、へいわこどもクリニック、5、高松協同病院、6、生協へいわ歯科診療所でございます。

無料低額診療施設の制度につきましては、先ほど申し上げましたように、診療施設によりましていろいろな基準がございます。

その点を十分に把握して情報収集に努めて住民に対しての周知を図るべきだと考えておりますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

議員（尾崎 忠義）

最後にお伺いした、国の制度としてこの窓口無料化とか社会保障制度の充実を求めるということで医療機関だけにお任せするんじゃなく、そういうことを国、県に要請すべきかどうかということをもう一度お尋ねします。

よろしく願いします。

福祉保健課長（藤原 安江）

尾崎議員の再質問にお答えいたします。

国への要望につきましては、先ほども申しましたように、この制度は古くからある制度ではございますがまだまだ十分に把握してないこと、また香川県また他市町との情報等を集めまして、また検討させていただいて、今の現時点では国への要望等は考えておりません。

議員（尾崎 忠義）

以上、2点につきまして私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。